

審査成績優秀牛群表彰要領

制定 昭61. 6.26

改正 平 4. 4. 1 平10. 4. 1

平14. 4. 1 平15.12. 1

平20. 6.13

(目的)

第1 本会は、登録規程に定める牛群ごとの審査(以下、「牛群審査」という)を普及推進し、ホルスタイン種の改良と酪農経営の安定向上に資するため、この要領により都府県の審査成績優秀牛群を表彰する。

(表彰)

第2 表彰は当該年度の実績に基づき、年度終了後の6月に行うものとする。

(条件)

第3 表彰の対象となる牛群は、次の条件をすべて備えたものとする。なお、当該年度内に牛群審査を2回以上受けた場合はその合計頭数及び平均体型偏差値、平均審査受検率を勘案する。

ただし、官公庁営の牧場施設等の飼養する牛群は、表彰の対象としない。

(1) 牛群審査を実施し、審査頭数が10頭以上あるもの。

ただし、国の助成に係る体型調査等により審査成績証明を受けた牛を加えることができる。

(2) 平均体型偏差値が90以上あるもの。

(3) 審査受検率が70%以上あるもの。

但し、審査頭数が50頭以上の牛群では、この限りではない。

(表彰点数)

第4 表彰点数は30牛群以内とし、次の区分による上位牛群から選出する。

(1) 審査頭数10～29頭の牛群

(2) 審査頭数30～49頭の牛群

(3) 審査頭数50頭以上の牛群

第5 表彰牛群には表彰状を贈るものとする。

なお、第3項に示すそれぞれの区分における最優秀牛群の飼養者に記念品を贈るものとする。

(実施時期)

第6 この要領は平成20年度から当分の間実施する。